

周南公立大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

周南公立大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

前身の徳山大学創立時の建学の精神を継承する大学の設置目的及び各学部の教育目的を学則に定め、同様に教育理念や使命・目的を大学の個性・特色として継承し、「地域貢献大学」として明示している。使命・目的は、「パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー」として簡潔に文章化しており、学内外に周知している。社会情勢の変化などを踏まえ、教育理念、教育目標を制定するとともに、大学の果たすべき役割の検証に継続的に取り組んでいる。学則や教育研究に関する重要事項の改正の際には、複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制としている。設立団体が策定した中期目標及び大学が策定した中期計画は使命・目的等を反映した内容となっており、理事会等で進捗状況を報告及び確認している。使命・目的等を達成するために、適切な教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等で周知している。入学試験はアドミッション・ポリシーに沿い、適切に選抜を実施し、検証を行っている。丁寧な学生対応を実施し、学修支援を教職協働で組織的、計画的に行っているほか、学生が学修支援を行う制度も設けている。インターンシップを含むキャリア教育や就職相談、資格取得支援などを担う部門を整備し、地域企業や地方公共団体と連携しながらキャリア支援を行っている。学生サービス等を行う部門を整備し、大学独自の奨学金や課外活動支援制度を設け、学生の心身の健康相談などを組織的に行っている。校地、校舎等は十分な面積であり、図書館は学生が利用しやすい環境を整えている。大学環境の改善について学生と協議できる場を設けるなど、意見・要望を取入れる工夫を行っている。

〈優れた点〉

- 図書館内に設けられたピアサポートセンターで学生サポーターが留学生を含む後輩学生の学修や学生生活を支援する体制を整えており、サポートを受けている学生の学修や学生生活の質の向上につながっていることは評価できる。
- 地域企業や地方公共団体と共同でキャリア教育を行い、卒業後、大学の地元地域で働く人材の育成・輩出に貢献していることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。単位認定、卒業認定の基準をディプロマ・ポリシーに基づき学則などで定め、周知し、厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、教養教育も適切に実施している。アクティブ・ラーニングを取入れ、授業方法を工夫している。相互に授業参観を実施するなど、組織的に授業内容・方法の改善を進める体制を整備している。学生による授業評価、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートやジェネリックスキル測定テストの結果を利用し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。調査等の分析結果を教職員で共有し、教育内容・方法などの改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○専任教員間で相互授業参観を義務化した上で、詳細な参観報告書を記録として残し、それを教員間で共有していることは評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを図るために、副学長を置くなど補佐体制を規則に基づき整備している。規則に基づき教学マネジメント組織を整備し、大学の意思決定に係る権限と責任を明確にしている。教授会に意見を聴くことを必要とする重要事項を学長が明確に定め周知している。分掌・役割を明示し、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員等を適切に配置している。教員数は設置基準を満たし、採用・昇任は規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)に関しては、「総合教育センター」を設置してFD研修会を実施し、定期的に計画を見直している。SD(Staff Development)に関しては、年度計画に沿ってSD研修会を実施し、見直しも行っている。「研究推進室」による研究活動支援や個別研究室の準備など、快適な研究環境を整備している。規則の整備や委員会の設置などにより、研究倫理に関する事項について厳正な運用を行うとともに、研究不正防止の意識向上に努めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学定款」「公立大学法人周南公立大学業務方法書」「周南公立大学学則」などの諸規則に基づき、組織倫理と規律を遵守して適切に法人運営を行っている。理事会を設置し、理事長が使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備している。理事長を含む理事は規則に基づき選任している。環境保全、人権、安全に配慮した業務運営を行うことを定め、個人情報保護法等に対応した関連規則を整備している。「経営審議会」「教育研究審議会」「運営会議」を設置し、学内機関との連携を図るとともに内部統制環境を整備している。監事は理事会に出席し役員の職務執行状況について確認している。予算編成は、中期計画に基づき事業年度ごとの予算に関する基本的な方針を作成し、「経営審議会」の議を経て理事会で決定している。会計処理については、地方独立行政法人会計基準などに基づき適切に行われている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定め、「自己点検評価委員会」と各学部・部門等と連携して中期計画と年度計画の進捗状況について自己点検・評価を行っており、内部質保証の組織と責任体制を整備している。「運営会議」で確定した自己点検・評価の結果は四半期ごとに、「教育研究審議会」「経営審議会」、理事会に報告している。法人評価に対応した結果は「業務実績報告書」としてまとめ、設立団体に提出するとともに、ホームページで公表している。「総務部自己点検評価室」が内部質保証のための IR(Institutional Research) データを収集し、「学長企画戦略室」において分析する体制を整備している。各学部・部門等のそれぞれで三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を基盤に自己点検・評価を行い、結果に対する提言等を大学運営に反映することで、内部質保証システムの機能向上に努めている。

総じて、公立大学としての個性・特色である「地域貢献大学」を反映した使命・目的を達成するため、教職協働に加え、学生も巻き込んだ学修支援及び地域企業や地方公共団体との連携によるキャリア支援などに積極的に取り組んでいる。自己点検・評価には、法人評価への対応を含め全学を挙げて取り組んでおり、内部質保証は機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「まちなか共創センター」・徳山駅前における市民との交流拠点・の開設
2. 地域貢献度調査で躍進～日経グローバルランキング 2021 年度～

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

前身の徳山大学創立時の建学の精神を継承する大学の設置目的及び各学部の教育目的を

学則において明文化している。同様に、教育理念である『知・徳・体』一体の教育」及び使命・目的である「地と知の拠点」の役割を大学の個性・特色として継承し、「地域貢献大学」として明確化している。大学の使命・目的は、大学の設置目的などをもとに「パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー」として簡潔に文章化している。社会情勢の変化などを踏まえ、社会全体のウェルビーイングに寄与することのできる人材教育の方針を明らかにするため、新たに教育理念、教育目標を制定するとともに、大学の果たすべき役割の検証に継続的に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 研修会で大学として取り組むべきことについての学長講話があり、教職員が聴講している。学則や教育研究に関する重要事項の改正の際には、複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制としている。大学の使命・目的を簡潔に文章化した「パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー」、教育理念、教育目標は、大学案内やホームページ等を通じて学内外に周知している。設立団体である周南市が策定した「公立大学法人周南公立大学中期目標」及びこれに基づき大学が策定した「公立大学法人周南公立大学第1期中期計画」は大学の使命・目的等を反映した内容となっており、理事会等で進捗状況を報告及び確認している。三つのポリシーは、使命・目的等を踏まえて策定しておりホームページ等で公表している。使命・目的等を達成するために、適切な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定されており、学生募集要項やホームページ等で周知されている。入学試験においては、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受入れている。入試問題の作成は、大学自らが行っており、採点方法については評価基準が明記され適切な選抜を行っている。また、アドミッション・ポリシーに沿って入学試験が行われていることが検証されている。入学定員に関しては、収容定員内に収まっており、在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等が協働して、学生の対応に当たっており、特に退学や留年のリスクの高い学生に対しては面接や指導などを行っている。問題を抱えている学生に対しては、学務課が中心となり保健室等関連する部署につなぐことによって、学生への支援を行っている。また、一定水準の条件を満たした学生がピアサポーターとして学修支援を行う制度を設けているほか、障がいのある学生に対しては当該学生から意見を聴き、科目担当教員をはじめ、合理的配慮の作成とその周知を行っている。

〈優れた点〉

○図書館内に設けられたピアサポートセンターで学生サポーターが留学生を含む後輩学生の学修や学生生活を支援する体制を整えており、サポートを受けている学生の学修や学生生活の質の向上につながっていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「総合教育センター」及び「地域共創センター」がキャリア支援を担っており多様な就職支援を行っている。キャリア形成を目的とした授業を複数設定し、学生と自治体、団体、企業のマッチングを行いながらインターンシップを実施している。また、業界別に資格取

得支援を行っており、学生に対する助言や資格取得に向けた試験勉強をサポートしている。その他、留学生に対する就職支援体制も設けており、日本人学生・留学生問わず、地元地域で働く人材が多く輩出している。

〈優れた点〉

○地域企業や地方公共団体と共同でキャリア教育を行い、卒業後、大学の地元地域で働く人材の育成・輩出に貢献していることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスと厚生補導を行う組織を整備し、学生の心身の健康相談、学生の課外活動への支援を行っている。学内には、保健室とカウンセリングを行う場所を設置し、それぞれ専門家を配置して学生の心身の健康相談や心的支援を行っている。また、授業の出席状況などをモニタリングしながら、問題を抱えていそうな学生がいた場合は積極的に相談を受付け、必要に応じて看護師やカウンセラーが対応している。大学独自の給付制奨学金制度を設けており学生の経済的支援も行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などは、教育目的を達成するために計画的に適切な維持管理を行っている。大学の規模に合った図書館を設置しており、十分な学術的資料・情報へのアクセスが可能である。開館時間も含め学生にとって利用しやすい環境が整えられている。また、学内には無線 LAN が設置されており、ほぼ全域にわたってインターネットにアクセスできる環境が整えられている。各校舎の出入口にはスロープを設置するなどバリアフリーに配慮している。授業を行うクラスサイズは教育効果を十分に挙げられるよう考慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生授業評価アンケート」を実施しているほか、学生が直接大学環境についての改善要望を大学と協議できる場を設けている。学生の要望に対しては、学内のシステムを通して学生へのフィードバックが行われている。また、心身に関する相談や学生生活に関する情報は学内のシステムや FD・SD 研修会で共有され、学生対応に活用している。学生の要望はその内容に応じて学修環境の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科・コース・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを適切に定め、それらを学生便覧・ホームページ等を通じて周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を学則及び「周南公立大学履修規程」で適切に定め、それらを学生便覧・ホームページに掲載して周知している。また、単位認定基準及び卒業認定基準を厳正に適用している。

「早期卒業制度」の判定及び履修登録単位数の上限の緩和等において、GPA(Grade Point Average)を活用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的を踏まえて、学部・学科におけるコース・専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧で周知している。カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラム・マップに、各授業科目と授業到達目標の関係を示すことにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性を確保している。

教養科目を含めて、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。履修登録単位数の上限を適切に設定し、単位制度の実質を保っている。全体としてできるだけアクティブ・ラーニングの手法を取入れ、それに対する学生の意見を聴取するなど、授業方法を工夫している。また、教員間で相互授業参観を実施するなど、組織的に授業内容及び方法の改善を進める体制を整備している。

〈優れた点〉

○専任教員間で相互授業参観を義務化した上で、詳細な参観報告書を記録として残し、それを教員間で共有していることは評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーは作成中であるが、ジェネリックスキル測定テストの結果を、学修成果の点検・評価の方法として利用し、大学のディプロマ・ポリシーと対応させ学修成果の点検を図っている。

毎年前期・後期に学生による授業評価、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、その結果から教育目的の達成状況を点検・評価している。

FD・SD研修会を開催し、各種調査の分析結果を教職員で共有し、問題点を解決すべく教育改善に向けて活用している。「学生授業評価アンケート」の結果に対しては、各担当教

員がコメントと授業改善目標をホームページで公開しており、また、ジェネリックスキル測定テストの結果を解説書等とともに学生個人に返却するなど、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「周南公立大学教学マネジメント機構規程」「周南公立大学教学マネジメント推進室規程」を定め、学長のリーダーシップ及びその補佐体制を整備している。また、教学マネジメント組織上で、大学の意思決定に係る権限と責任を明示しており、副学長の位置付け及びその役割も明確にしている。

「周南公立大学学則」「周南公立大学教授会規程」を定め、教授会の組織上の位置付け及び役割を明示するとともに、学長が定める教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を教員に周知している。

教学マネジメントの遂行に当たって、「公立大学法人周南公立大学の事務組織及び事務分掌に関する規程」を定め、事務組織・分掌、役割を明示し、事務職員等を適切に配置している。また、「実務者検討会議」等を通じて、教学マネジメントが機能している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数について、設置基準に定める必要な専任教員数を適切に確保している。また、

教員の採用・昇任等に関して、「公立大学法人周南公立大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」「公立大学法人周南公立大学教育職員の資格基準に関する規程」「公立大学法人周南公立大学教員人事委員会規程」等に基づき、適切に運用している。

FD等の教員研修について、学部横断的な共通教育や学内全体の教育開発を所管する「総合教育センター」を設置し、同センターを主体として、全教員を対象とするFD研修会を年複数回実施している。また、同研修会の欠席者への対応や同研修会の実施計画の定期的な見直しも適切に行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を目的とする組織的な研修について、全体、階層別、職能別に区分した上で、年度計画に沿って、SD研修会を年複数回実施しており、また、同研修会の欠席者への対応も適切に行っている。

各種外部団体が実施する研修会、各種セミナー等について、全教職員に対して積極的に周知及び参加を促し、より多くの職員が資質・能力向上の機会を得られるよう努めている。また、研修の実施計画及び実施状況について、「FD・SD委員会」で集約するとともに、参加支援策等について定期的な見直しを適切に行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に対して個別の研究室を準備するなど、研究に従事できる快適な環境を整備している。

研究倫理について、「研究倫理委員会」「人を対象とする医学系研究倫理委員会」など、必要な諸規則を設置・整備しており、研究倫理に関する事項について厳正な運用を行っている。また、全研究者と研究支援関係職員を対象として、研究倫理教育及び研究費の運営・管理に係るコンテンツの受講を義務付け、研究不正防止対策の理解促進と意識向上に努めている。

研究活動への資源配分について、「周南公立大学研究・地域・産学連携推進機構規程」を定め、「研究推進室」を設置し、教員の研究活動、外部資金獲得活動及び産学官連携の推進・強化を図っている。その効果として、論文数の増加などに結びついている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学定款」「公立大学法人周南公立大学業務方法書」「周南公立大学学則」をはじめとする諸規則に基づき、組織倫理と規律を遵守しながら適切に運営している。加えて、公立大学としての使命・目的を果たすため 6 年間の中期計画とそれに基づく毎年度の年度計画を策定し計画的な経営を行っている。

また、大学は「SDGs 推進宣言」により環境保全、人権、安全に配慮した業務運営を行うことを明言し、個人情報保護法や公益通報者保護法等に対応した関連規則を整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学定款」に基づき、法人に理事会を設置し、理事長が法人を代表し、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備しており、適切に機能している。

理事会は、法人の業務に関する重要事項について審議しており、理事長をはじめとする理事の選任についても規則に定めている。また、理事会への理事の出席状況は適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営に関する重要事項を審議する機関として「経営審議会」、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として「教育研究審議会」、法人と大学の重要事項を検討する組織として「運営会議」を設置し、学内機関との連携を図るとともに内部統制環境を整備している。

理事長と学長が一体型の制度であるため、その補佐体制として、理事長には副理事長、学長には副学長を任命し、意思決定の迅速化のために「学長企画戦略室」を設置している。

監事は理事会に出席し役員の職務執行状況について確認している。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

公立大学法人化した令和 4(2022)年度から 6 年間の「公立大学法人周南公立大学第 1 期中期計画」において、財務内容の改善に関する目標を掲げ、予算、収支計画、資金計画等について年度計画を策定した。公立大学法人として初めての決算において、キャッシュフロー計算書では資金増加をしており、損益計算書では損益均衡となっている。

また、公立大学法人化後 2 年間の入学者は全学科において入学定員を上回っており、令和 6(2024)年 4 月の 3 学部 5 学科の開設に向けて積極的な大学運営を行っている。

加えて、寄附金拡充を図るための基金の設立や外部資金の獲得等、強固な財政基盤の確立に努めている。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、地方独立行政法人会計基準のほか、「公立大学法人周南公立大学会計規程」「公立大学法人周南公立大学会計事務取扱規程」に基づき適切に行われている。また、法人は独自に会計コンサルタントと契約し、指導助言を受け会計処理の適正化を図っている。

予算編成は、中期計画に基づき、事業年度ごとの予算に関する基本的な方針を作成し、経営審議会の議を経て理事会で決定している。

会計監査は、地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学監事監査規程」に基づき、法人の業務の公共性、透明性を確保するために行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則で自己点検・評価の実施、公表及び組織的な取組みを行うことなどを規定し、「公立大学法人周南公立大学における内部質保証に関する規程」で内部質保証に関する全学的な方針を明示している。「公立大学法人周南公立大学評価実施規程」「公立大学法人周南公立大学自己点検・評価実施要項」を定め、自己点検・評価の実施組織として「自己点検評価委員会」を設置している。理事長・学長を最高責任者、理事・副学長を統括責任者、学部等の長を実施責任者とする内部質保証のための責任体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価委員会」が主体となり、各学部・部門等と連携して四半期ごとに中期計画と年度計画の進捗状況についてエビデンスに基づく自己点検・評価を行い、「教育研究審議会」「経営審議会」、理事会に報告している。公立大学法人としての法人評価に対応した自己点検・評価の結果を「業務実績報告書」としてまとめ、設立団体である周南市に提出

するとともに、ホームページで公表している。「総務部自己点検評価室」が入試、在学時の学修状況、卒業生の進路先などの内部質保証のための IR データを収集し、学長直轄の「学長企画戦略室」において分析する体制を整備している。ジェネリックスキル測定テストを実施・比較して教育結果の可視化に努め、集計結果を学生及び教職員に提供している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

実施計画に基づき各学部・部門等のそれぞれで三つのポリシーを基盤に自己点検・評価を行い、「自己点検評価委員会」が結果をまとめ、「運営会議」での検討を経て大学全体の自己点検・評価結果を確定している。「公立大学法人周南公立大学第 1 期中期計画」及び「公立大学法人周南公立大学年度計画」の進捗状況を、四半期ごとに「教育研究審議会」「経営審議会」、理事会で報告している。これらの会議体での提言等は大学運営に反映し、教育の質の改善と向上を目指す努力を行っている。学生に対する経済的支援の拡充や起業支援体制の充実につなげており、内部質保証システムは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 地域の「成長エンジン」としての大学

A-1-① 「地域貢献大学」を目指す学内の体制と地域との連携体制

A-1-② 地域と連携した体制を基盤とした全学カリキュラムの実施

A-1-③ 大学のリソースを活用した地域活性化への取組み

A-1-④ 産官学金連携による地域への定着と地域人材循環構造の確立

【概評】

大学は、「日本一のまちづくりの中核として存在する」地域貢献大学となることを目標に、学内の体制づくり及び地域との連携体制を構築している。また、同目標を達成するために「地域共創センター」を中心として、地域企業での就業体験をはじめ、学外組織との連携を進め、「地域で学ぶ」プログラムを実施し、全学カリキュラムを整備している。

大学が有する情報、地域経済、健康、スポーツ、福祉などの専門リソースを活用して地域を活性化させ、学生の参加を伴いながら地域課題の解決に取り組んでいる。

そのほかに、大学 COC+事業への取組みとして、産官学金の連携によって地域とともに育成した人材を地域に送り出す地域人材循環構造を確立して、着実に歩を進めていること

が見てとれる。留学生に対しても、「留学生地域定着支援プログラム」により、地域定着の促進を図っている。

今後は、地域の課題解決を目指した起業をより多く実現するなど、更なる学生の可能性を引出す取組みへ進むことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 「まちなか共創センター」 - 徳山駅前における市民との交流拠点 - の開設

令和5(2023)年4月、周南市の中心部となる JR 徳山駅に直結する徳山駅前賑わい交流施設に、本学のサテライト機能を備えた市民交流センターとして、「まちなか共創センター」を開設した。

「まちなか共創センター」では、リカレントやリスキリングなどの社会人向けの講座や小中高校生を対象とした学びなどを提供する。「まちなか共創センター」の開設を機に、より地域に愛され、必要とされる大学としての使命を果たしたいと考えている。

2. 地域貢献度調査で躍進～日経グローバルランキング 2021 年度～

「日経グローバル」（日本経済新聞社発行）では2年に一度、大学の地域貢献度を調査し、公表している。

令和3(2021)年のランキングでは、本学の前身の徳山大学が大学地域貢献度調査総合ランキングで前回全国312位から39位へ、躍進した。また、私立大学ランキングでは4位、「総学生数2000人未満ランキング」では第1位となった。今後も、「地域貢献大学」としての役割を果たし、本地域貢献度ランキングにおいても引き続き上位にランクされることを目指す。

